

令和2年6月1日

西里小学校 保護者 様

熊本市立西里小学校  
校長 堺 昭博

### 教育活動の再開に伴う本校の感染症予防対応について（お知らせ）

保護者の皆様方には日頃から、本校へのご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本日より学校の教育活動が再開いたしました。本県内において、ここ数週間は新規感染者が出ておらず、社会活動の制限も徐々に緩和されていますが、まだ感染が完全に終息した状況ではなく、引き続き徹底した感染予防策をとる必要があることをふまえ、学校生活及び学習活動における感染予防対策を下記のとおり行っていきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 各家庭で準備いただくとともに、感染予防に向けてお願いしたいことについて
  - ・ハンカチ・ティッシュ・水筒・予備のマスク・洗濯をしたランチョンマットを持たせてください。
  - ・マスクを着用しての登校をお願いします。
  - ・健康観察・検温をして、健康観察カードに記入し、持たせてください。
  
- 2 今年度の水泳を実施しないことについて

熊本市の幼稚園、小・中学校では、今年度の水泳授業について、下記のとおり理由で児童生徒の安全を確保することが困難と判断し、中止することになりました。

  - (1) 定期健康診断結果を活用した、児童の健康状態の把握が十分できておらず、しかも多くの学校で健康診断が一学期中にはできないため。
  - (2) 幼児・児童生徒間の距離を1～2m以上確保し、密集することなく更衣ができる場所の確保やタオル等の管理が難しいため。
  - (3) 密集を避けながら、プールへの移動、シャワー、プールサイドでの整列・準備運動等十分な間隔をとって行うのが難しいため。
  - (4) 事故防止の上で重要である、安全確認のためのバディ（2人組）システムの運用がスムーズにできないため。
  - (5) 幼児・児童生徒が手をつないだり、体を支えたりするペア学習やグループ学習ができないため。

※裏面に学校生活における感染症予防対策について載せておりますので、ご覧ください。なお、措置は再開後当面の間のことであり、感染症の状況次第で変更になります。

## 1. 学校生活の1日の流れ

### (1) 登校後

- ・登校後すぐに手を洗い、健康観察カードを提出する。
- ・体温を測っていない児童は、教室または保健室で体温を測る。

### (2) 授業前

- ・教具・用具を他の児童と共有するときは、使う前に手を洗う。(タブレット、ボール等)

### (3) 授業中

- ・欄間を開け(もしくは窓を少し開け)、エアコン使用時も含めて、常時換気を行う。
- ・可能な限り机、いすの間隔をあける。
- ・対面、密接の状態での話し合いをしない。
- ・体が触れ合う活動をしない。
- ・友達同士の学習用具の貸し借りをしない。

### (4) 休み時間

- ・休み時間毎に、2方向の窓を同時に開け、換気を行う。
- ・密集したり、近距離で接触したりする遊びは避ける。
- ・外から戻った際には、教室に入る前に手洗いをする。

### (5) 給食

- ・石けんを使った手洗い、給食当番の健康チェックをする。
- ・給食台の消毒を行う。
- ・給食室への入場制限を行う。(1クラスずつ、時間差で)
- ・おかわりのつぎわけは教師が行う。(最初に食べられる量で、そのあとつぎ足す)
- ・食事中は前向きで班を作らない
- ・放送をよく聞き、しゃべらない
- ・ランチョンマット(ナプキン)を必ず使う。(毎日持って帰って洗う)

### (6) 給食後の歯みがき

- ・教室、食べている人の横では行わない。ベランダまたは廊下の水道を使う
- ・ハブラシの保管は、各自(ランドセル入れの棚、または、机の横に袋に入れかける)

### (7) 掃除

- ・換気を十分に行い、掃除後の手洗いを徹底する。
- ・ゴミを教室にためておかない。

### (8) 部活動

- ・感染症対策の実施、道具の貸し借りはしない。
- ・風邪などの症状等のある児童は自宅で休む。
- ・部室の利用や保護者などの来校については、各部から改めてお知らせがあります。

### (9) 放課後

- ・毎日、教室、トイレ等の消毒を行う。

## 2. 教室以外で行う教育活動について

### (1) 図書

- ・入室前には必ず手を洗う。
- ・図書の時間のみ、貸し出し、返却を行い、休み時間は入室禁止とする。
- ・図書室内では、本を読まない。

### (2) 理科

- ・観察、実験後、道具を机に置き、理科室の水道で手を洗う。
- ・次のクラスと交替する前に、机の上を消毒用シートでふく。

### (3) 音楽

- ・歌唱を控えた活動になるよう工夫する。
- ・当面、歌やリコーダー、鍵盤ハーモニカの演奏は控える。
- ・楽器を使う前と後は、しっかり手を洗う。

### (4) 家庭科

- ・家庭科室で作業するグループと教室で別課題をするなど工夫して行う。
- ・当面、調理実習は行わない。

### (5) 体育

- ・原則、運動場を使用する。
- ・飛沫がかからないよう、児童と児童の距離を保つよう指導する。
- ・原則、集合、整列は行わない。
- ・当面、児童と児童が密接に接触する運動はしない。

この措置は再開後当面の間のことであり、感染症の状況次第で変更になります。